○駐車許可事務取扱要領

平成 19 年８月 24 日
交 規 第 1021 号
警 察 本 部 長
各部長、各参事官・参事、各所属長あて

駐車許可事務取扱要領の制定について（通達）

埼玉県道路交通法施行細則（昭和 41 年埼玉県公安委員会規則第７号）の一部改正に伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 19 年９月１日から実施することとしたので、事務取扱上誤りのないようにされたい。

別添

駐車許可事務取扱要領

第１　趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 45 条第１項ただし書及び第 49 条の５並びに埼玉県道路交通法施行細則（昭和 41 年埼玉県公安委員会規則第７号。以下「細則」という。）第６条に基づく警察署長（以下「署長」という。）による駐車許可の事務取扱いについて必要な事項を定め、その取扱いの適正を図るものとする。

第２　申請者

許可申請者は、運転者、車両の保有者等駐車行為について責任を有する者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

第３　申請の受付

１　受付の日時

申請の受付の日時は、原則として埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第３号）第１条第１項各号に規定する県の休日を除く日の午前９時から午後４時 15 分までとする。

２　受付要領

署長は、次に掲げる書類の提出（(4)の疎明する書類のうち、個人情報を含むものについては提示。以下同じ。）を受けた場合は、所定の様式であること及び記載事項に漏れがないことを確認した上で、これを審査するものとする。この場合において、審査の結果許可するときは、許可の経緯を明らかにするため、駐車許可証管理簿（別記様式。以下「管理簿」という。）に登載し、許可できないときはその理由を告げ当該書類を返戻するものとする。

(1) 駐車許可申請書（細則別記様式第７の２）

(2) 申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面の写し

(3) 申請に係る駐車場所及びその周辺を明示した見取図

(4) 申請に係る用務を疎明する書類

３　申請時における添付書類

(1) 前記２(3)の見取図については、既存の地図等に訪問先を記載すれば足り、複数箇所をまとめて１枚の図とすることができる。

(2) 前記２(4)の疎明する書類については、２(2)の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面の写しにより用務が疎明できる場合は、提出を省略することができる。

第４　審査

１　許可の審査

署長は、駐車の許可をしようとする際に、細則第６条第１項及び同条第２項に規定する次の許可要件について審査する。

(1) 法第 45 条第１項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、次の項目のすべてに該当する場合に限るものとする。

ア　駐車日時が、次のいずれにも該当するものであること。

(ｱ) 駐車（許可条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車）により交通に支障を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではない。

(ｲ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない。

イ　駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。

(ｱ) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地場所となる場所又は放置駐車となる場合については法第 45 条第 1 項各号に掲げる場所を除く。）である。

(ｲ) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所ではない。

ウ　駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

(ｱ) 公共交通機関等の交通手段によるのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務である。

(ｲ) ５分を超えない時間内の荷物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務である。

(ｳ) 法第 77 条第 1 項各号に規定する行為を伴う用務ではない。

エ　駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

(ｱ) 重量又は長大な荷物の積卸し、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

(ｲ) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 100 メートル以内

(2) 法第 49 条の５の規定による警察署長の駐車許可は、次の項目すべての要件を満たす場合に限り許可するものとする。

ア　駐車日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

イ　駐車場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

ウ　駐車方法（許可条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。）については、当該方法で駐車することにより交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

エ　駐車に係る用務については、次のいずれにも該当するものであること。

(ｱ) 公共交通機関等の交通手段によるのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務である。

(ｲ) 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務である。

(ｳ) 法第 77 条第 1 項各号に規定する行為を伴う用務ではない。

オ　駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

(ｱ) 重量又は長大な荷物の積卸し、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

(ｲ) その他の車両にあっては、当該用務先からおむね 100 メートル以内

２　審査における留意事項

(1) 駐車日時

ア　駐車による交通への支障等

駐車許可を受けようとする場所における交通状況等については、一般的な交通状況を基に審査するのではなく、駐車許可を受けようとする時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、駐車許可を受けようとする時間に、登下校時間帯及び交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間帯に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務及び日時を勘案して、他に申請者の用務に配意した代替措置がないか検討すること。

イ　駐車日時の特定

貨物の集配、訪問診療等、用務の性格上あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合は、当該業務の営業期間及び営業時間の範囲内に限って許可すること。

なお、訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命及び身体にかかわる緊急対応に従事する可能性がある場合は、許可の時間に緊急訪問時等と加筆し、許可すること。

(2) 駐車場所

ア　駐車による交通事故等の危険性

駐車による交通の危険性等については、一般的な危険性等を基に判断するのではなく、駐車許可を受けようとする場所付近の交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性及び著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、駐車許可を受けようとする場所に、交通の危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、前記(1)アを勘案したり、周辺に他に許可可能な場所がないかを検討したりするなど、申請に係る具体的な用務及び訪問先を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

イ　駐車場所の特定

駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、前記１(1)イ等の要件から、特定の一地点でしか許可できない場合を除き、訪問先付近として許可すること。

また、貨物集配及びその用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難な場合については、駐車場所として用務に係る区域を指定させた上、許可すること。

(3) 駐車に係る用務

許可の対象となる用務は、特定のものに限定されないことから、用務の内容にかかわらず、前記１(2)エの要件に基づき適切に審査すること。

(4) 駐車可能な場所

駐車可能な場所の審査において、利用駐車車両の車幅が路外駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、路外駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等、実質的に当該路外駐車場等の利用が困難である場合は、路外駐車場等の利用が困難として扱うこと。

(5) 迅速かつ適切な審査

平素から管内の駐車規制、路外駐車場等の設置状況、道路交通環境等を把握し、迅速な審査に努めること。

また、申請者から事前相談の求めがあった場合には、これに応じ、許可の要件等を説明するほか、許可することが困難であると認められる場合には、その理由を丁寧に説明するなど、適切に対応すること。

3　許可事務の処理期間及び許可期間

(1) 処理期間

処理は即日行うものとする。ただし、事業所等からの多数からなる一括申請にあっては、受理した日から４日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第３号）第１条第１項各号に規定する県の休日（以下単に「県の休日」という。）を除く。）、細則第６条第３項ただし書きの規定による申請にあっては提出を受けた日から 15 日（県の休日を除く。）を超えないものとする。

(2) 許可期間

許可期間は必要最小限の日数又は時間とする。

4　条件の付与

署長は、駐車許可の申請があった場合において、細則第６条の規定により交通の危険を防止するために必要な条件を付し、その他必要な措置を命じることとする。

また、貨物の集配等、用務の性格上あらかじめ正確に駐車場所を特定することが困難な場合は、前記必要な条件に加え、次の条件等を付して許可すること。

(1) 歩行者等専用又は自転車等及び歩行者等専用の交通規制が実施されている区間については、規制時間内に駐車しないこと。

(2) 普通自転車専用通行帯の交通規制が実施されている区間については、駐車しないこと。

(3) 路線バス等（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第９条第１項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第５条第１項第３号に規定する路線定期運行の用に供する自動車その他の政令で定める自動車）の運行路線には駐車しないこと。

(4) 駐車場所からおおむね 100 メートル以内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分が存在する場合（これらの利用が困難な場合を除く。）は、同所に駐車すること。

(5) 申請用務以外での駐車はしないこと。

第５　申請手続の特例

1　包括許可の取扱い

同一の申請者からの申請に係る定型的に反復し、又は継続して行われる駐車行為については、次の要件をすべて満たす場合に限り、包括して一個の駐車行為とみなし取り扱うものとする。この場合における許可の期間は、１年以内とする。

(1) 車両が同一であること。

(2) 駐車場所が同一であること。

(3) 駐車時間が同一であること。

2　継続申請の取扱い

現に駐車の許可を受けているものにおいて、引き続き継続して申請がなされたもの（前記１各号の要件に該当するものに限る。）については、原則として申請書（別紙を含む。）及び現に受けている許可証の写しの提出のみをもって受理し、許可すること。

３　駐車日時等の追加

許可期間内における駐車日時又は場所（その双方である場合を含む。以下「駐車日時等」という。）の追加申請は、追加する駐車日時等に係る書類及び現に許可を受けている許可証（別紙を含む。）の写しを添付して申請させること。

４　緊急申請

(1) 署長は、許可を受けようとする期間が２日を超えない申請で、緊急やむを得ない事情があると認めたもの（以下「緊急申請」という。）については、口頭での申請により許可できるものとする。

(2) 署長は、緊急申請を受けた場合は、口頭での審査の上、許可するときは管理簿に登載して許可番号を、許可できないときはその理由を申請者に告げなければならない。

なお、緊急申請に係る駐車許可については、第６の駐車許可証（以下「許可証」という。）は交付しないものとする。

(3) 緊急申請により許可を受けた申請者は、許可番号、許可警察署長及び駐車許可を受けていることを記載した書面を作成し、許可証とみなして、第７の規定を適用する。この場合において、運転者が車両を離れて直ちに運転することができないときは、運転者の連絡先又は用務先を当該書面に記載しなければならない。

第６　許可証の作成及び交付

１　許可証の作成

署長は、駐車を許可する場合は、前記第５の４の緊急申請のときを除き、次により許可証を作成するものとする。

(1) 駐車の場所等を別紙に記載した場合は、申請書に契印する。

(2) 許可証は、提出された申請書の「駐車許可証」欄への記載及び押印により作成する。

(3) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証に契印する。

２　許可証の交付

署長は、次により許可証の交付を行うものとする。

(1) 許可証は、できる限り申請者本人に直接交付する。

(2) 許可証の交付年月日、受領者等必要事項を管理簿に記載し、処理のてん末を明らかにする。

３　許可証の再交付

許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失、滅失又は著しく汚損、破損したときは駐車許可証再交付申請書（別記様式第７の３）により許可証の再交付を申請することができる。

４　許可証の記載事項変更

許可期間中に用務先等の変更又は追加が生じた場合は、駐車許可証記載事項変更届出書（別記様式第８）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

第７　許可証の掲示

許可証の交付を受けた申請者又は車両の運転者は、許可に係る車両を駐車する間、許可証を当該車両の前面ガラスの内側に、記載事項が前方から見やすいように掲示しなければならない。ただし、前面ガラスのない車両については、外部から見やすい位置に掲出しなければならない。

第８　許可証の廃棄

次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに当該駐車許可証（(3)の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 駐車許可証を取り消されたとき。

実施日　（令和７年６月 30 日交規第 1020 号）

この通達は、令和７年７月１日から実施する。

別記様式

駐車許可証管理簿

警察署

交付番号	受理月日	交付月日	許可期間	車両(登録)番号	申請者 住所・氏名・事業所	主たる運転者	許可理由	駐車許可場所